

# 生徒会会則

## 第1章 総 則

第1条（名称）本会は横浜市立義務教育学校緑園学園生徒会という。

第2条（目的）本会はひとりひとりを大切に、個性を生かし、楽しい集団生活ができる学校をつくることを目的とする。

第3条（会員）緑園学園後期課程生徒をもって会員とする。

第4条（会員の権利・義務）

- ①会員は選挙権被選挙権、決議権を持つ。
- ②会員は目的の達成に努力し、この会則を守らなければならない。

第5条（組織）この会は第2条の目的を果たすために次の組織を置く。

- (1)総会 (2)中央委員会 (3)役員会 (4)学年委員会 (5)専門委員会 (6)選挙管理委員会 (7)特別委員会
- (8)学級会

## 第2章 役 員

第6条（定款）本会は会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名の計7名を置く。

第7条（任務）①会長は本会を代表し、会員と共に本会の発展に努める。

- ②副会長は会長の補佐及び代行をする。
- ③書記は本会の活動、その他の記録をし、それを保管する。
- ④会計は生徒会活動費の管理及び会計事務を行う。

第8条（任期・兼任）役員は、原則として12月より1年間とし、他の役員、委員との兼任は認めない。

第9条（選出）以下を原則とする。

- ①会長は8年生の中から1名を立候補したものより会員が選挙する。
- ②副会長は8年生から1名、7年生から1名を立候補したものより会員が選挙する。
- ③書記・会計は7・8年生から2名ずつを立候補したものより会員が選挙する。

第10条（役員会）役員会は、生徒会役員により構成された執行機関であり、本会の活動に関することを審議する。また必要に応じ各学年委員長、専門委員長、特別委員長の出席を求めることができる。

## 第3章 総 会

第11条（総会）総会は本会の最高決議機関である。

第12条（審議事項）総会は次の事項について審議する。

- (1)年間活動計画 (2)年間活動報告 (3)予算 (4)決算 (5)会則改廃 (6)その他

第13条（定足数・表決）総会は、全会員の3分の2以上で成立し、議決は会則改廃及び役員解任を除き、全て多数決とする。

第14条（定例会・臨時会）総会は年1回定期的に行う。但し、第34条、第35条及び会長が必要と認めた場合に、臨時に開くことができる。

#### 第4章 中央委員会

第15条（中央委員会）中央委員会は総会に次ぐ決議機関である。

第16条（構成・定足数）

- ①中央委員会は、生徒会役員、各クラス2名の学年委員、各専門委員長により構成される。
- ②中央委員会は、構成人員3分の2以上の出席をもって成立する。

第17条（決議権・表決）

- ①決議は全て各クラス1票とし、役員及び専門委員長は決議権を持たない。
- ②中央委員会における決議は会則の改廃及び役員の解任を除き多数決とし、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第18条（定例会・臨時会）中央委員会は月に1回を原則とし定例会を開く。また必要な時は会長が臨時に召集する。

#### 第5章 学級会

第19条（学級会・学年委員）

- ①学級会は、本会の基本母体である。また学級内の問題を討議し、学級生活の向上、発展を図る。
- ②学年委員は各クラス2名を選出し、クラスを代表し学級会活動全般への協力運営を行い、本会目的達成に努力する。

#### 第6章 専門委員会

第20条（委員会・任務）本会は、活動をより活発にするために、下記の専門委員会を置く。

- ①生活委員会は各クラス2名をもって構成し、楽しく規律ある学校生活にするために、活動を行う。
- ②保健美化委員会は各クラス2名をもって構成し、保健衛生に関する広報活動や点検活動（安全点検活動を含む）を行う。
- ③図書委員会は各クラス2名をもって構成し、A.L.L内の図書館機能の運営、その他の活動を行う。
- ④情報委員会は各クラス2名をもって構成し、校内放送の管理・維持を行い、生徒会機関紙などの発行を通して生徒会活動のPR等を行う。
- ⑤福祉委員会は各クラス2名をもって構成し、ボランティア活動の募集、PR等を行う。

第21条（任期）

- ①情報委員を除く全ての専門委員の任期は半年間とし、その再任を妨げない。
- ②情報委員の任期は1年間とする。

第22条（委員長）各専門委員会は、その委員会内で委員長、副委員長を置き、委員長は中央委員会に出席しなければならない。また要請があれば、役員会に出席しなければならない。

第23条（学年専門委員会）各専門委員会は必要に応じて学年別の専門委員会を開くことができる。

## 第7章 学年委員会

第24条（学年委員会）各学年委員会は執行機関であり、学年の活動に関することを審議する。

第25条（構成）学年委員会は各クラスの学年委員2名で構成し、必要に応じてその学年の各専門委員会の代表を加えることができる。

第26条（運営）

①学年委員会の運営進行は、構成メンバー内で選ばれた委員長1名、副委員長1名からなる議長団により行われる

②その他、運営は各学年委員会に一任する

第27条（任期）学年委員の任期は半年間とし、その再任を妨げない。

## 第8章 選挙管理委員会

第28条（選挙）本会会則及び別に定める選挙規定に従って、公明かつ公正に行わなければならない。

第29条（選挙管理委員会）

①選挙の公正さを図るため、各クラス1名の選挙管理委員を選出し、そのものは被選挙権を持たない。

②選挙管理委員の任期は1年間とする。

第30条（任務）選挙管理委員会は、この会則に定めるすべての役員選出の管理及びリコールを受け付ける。

## 第9章 特別委員会

第31条（委員会・任務）本会は活動をより活発にするために必要に応じて下記の特別委員会を置く。

①文化祭実行委員会は文化祭の企画、運営に携わる。

②体育祭実行委員会は体育祭の企画、運営に携わる。

第32条（任期・兼任）特別委員会の任期は1年間を限度として、各特別委員会で定めることとし、他の委員との兼任を認めない。

第33条（委員長）各特別委員会はその委員会内で委員長、副委員長を置き、委員長は必要に応じて、中央委員会、役員会に出席しなければならない。

第34条（運営）各特別委員会の運営は、その特別委員会に一任する。

## 第10章 付 則

第35条（会則改廃）中央委員会の過半数又は会員の5分の1以上の賛成をもって発議され、総会の過半数の賛成により決定される

第36条（役員のリコール）役員のリコールは、中央委員会の過半数又は会員の5分の1以上の賛成によって発議され、総会の過半数の賛成により決定される。

第37条（学校長の承認）全ての決議事項は学校長の承認を必要とする。

第38条（細則）その他細則は各委員会等において別に定める。

第39条（施行）この規定は令和5年4月1日より施行する。